

## プロジェクト リスク分担型企業年金に関する会計処理

## 項目 第 86 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応、及び本公開草案に事務局の修正の提案を反映した文案について、第 86 回退職給付専門委員会(2016 年 10 月 14 日開催)で聞かれた主な意見をまとめたものである。

**会計上の退職給付制度の分類****(分類の再判定の取扱い)**

2. 「直近の分類の判定に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合」に分類の再判定を行う点について、「直近の分類の判定結果に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合」と記載する方が分かりやすいのではないか。

**(リスク分担型企業年金以外の退職給付制度からの給付の補填に関する取扱い)**

3. リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、リスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合の取扱いに関して、当該義務は拠出義務に含まれるものではなく、拠出義務と同等の義務を負っているため、確定給付制度に分類するものと整理すべきと考える。

**(特例掛金が拠出される旨が規約に記載される場合の取扱い)**

4. 特例掛金に関して、将来、拠出する他の掛金を減額することで、掛金の総額が変わらないように拠出する旨を規約に定めることについて、参考資料として示された規約例で制度上可能であることが確認できたため、実務対応報告に記載する内容に異論はない。
5. 特例掛金を拠出する場合が稀である点と、規約の記載内容に基づいて判断する点との関係が分かりにくい。

**退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計処理****(制度の導入時にリスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しない理由)**

6. リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しない理由について、特別掛金相当

額は、制度の導入時に既に生じた積立不足に対応するものであるのに対して、リスク対応掛金相当額は、制度移行後に生じる可能性のある積立不足のリスクに対応するものである点のみを記載した方が分かりやすいのではないか。

### 退職給付制度間の移行に関する取扱い

#### (退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から既存の確定給付企業年金への移行等の退職給付制度間の移行に関する取扱い)

7. 本実務対応報告において、リスク分担型企業年金から既存の確定給付企業年金等に移行する場合の取扱いを示さない理由として、退職給付会計基準における会計処理全般の検討に波及する可能性がある点を記載すると、制度移行適用指針等を参考とすることができないという誤解を招きかねないので、分類の再判定の会計処理も併せて検討する必要がある旨を理由として記載すべきではないか。
8. 移行の取扱いを示さない理由として、審議に一定の時間を要する点を挙げるのではなく、このような移行がどの程度生じるかが不明であることから現時点で取扱いを示す必要がない点を挙げた方がよいのではないか。

### その他

#### (公表にあたって(案))

9. 「公表にあたって(案)」に記載されているリスク分担型企業年金の概要は、内容が中途半端であり、記載する意図が十分に伝わらないのではないかと考える。

以 上